

19食農審第61号
平成20年2月21日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成20年2月21日付け19生畜第2115号で諮問があった平成20年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成20年2月21日付け19生畜第2123号で諮問があった平成20年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成20年2月21日付け19生畜第2124号で諮問があった平成20年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
肉用子牛の合理化目標価格については、平成20年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

建 議

I 酪農・食肉共通

- 1 配合飼料価格の上昇に対応して、補てん金の交付に支障がないよう配合飼料価格安定制度の適切な運用の確保を図るとともに、その今後のあり方を検討すること。また、畜産農家の収益性の悪化に対処し、各畜種の状況に応じて、安定的な経営継続を図るための対策を推進すること。
- 2 輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産に転換するため、青刈りとうもろこし等の高栄養な飼料作物の生産拡大、耕作放棄地等を活用した飼料作物作付や放牧等の畜産的利用、コントラクターの活用、耕畜連携による稲WCSや飼料用米の利活用、食品残さ等未利用・低利用資源の飼料化を推進すること。また、粗飼料の品質向上や家畜の生産性向上を図るための飼養技術の普及等を推進するとともに、家畜排せつ物の利活用を一層推進すること。
- 3 国産畜産物について、生産者等の努力によって吸収できない生産コスト上昇分を小売価格に適切に反映できるよう、消費者等の理解向上に向けた環境づくりや値上げによる消費の減少を最小限に抑えることに一層努めること。
- 4 安全な畜産物の安定供給及び生産性向上を確保するため、生産段階における衛生管理対策を徹底すること。また、家畜の伝染性疾病について、国内における発生予防、まん延防止、海外からの侵入防止のための対策を推進すること。
- 5 WTO農業交渉やEPA交渉においては、輸出国と生産条件に大きな格差があることを踏まえ、重要品目の確保、適切な関税水準の確保等がなされるよう取り組むこと。
- 6 酪農・食肉に関する施策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施に当たっては、透明性の確保や適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 チーズ新增設工場の稼動に加え、更に液状乳製品向けの供給拡大が計画されていることを踏まえ、チーズ、液状乳製品等向け生乳供給の安定的な拡大を推進すること。また、需要に応じた計画生産を推進しつつ、国際需給の逼迫に伴う特定乳製品の需要増加を踏まえて適切な生乳生産を推進すること。
- 2 都府県酪農の生産基盤強化のため、生産性向上や自給飼料の生産拡大を推進すること。また、牛乳の値上げにより消費が減少した場合に備え、生産者団体がその影響を緩和するための仕組みを整備することに対し支援を行うこと。さらに、飲用乳地帯である都府県における新たな需要開発を促進すること。
- 3 牛乳乳製品の消費拡大を図るため、学術的な情報の提供等による機能性・有用性の訴求、表示の見直しとあわせた新商品の開発の促進を図ること。また、消費者の酪農に対する理解醸成を促進するため、酪農教育ファームを対象とした研修や認証制度の充実及びふれあい牧場の活用を図ること。

III 食肉関係

- 1 配合飼料の価格高騰等により、生産コストが上昇する中で、肉用牛及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖成績の改善や事故率低減等を通じた生産性向上の取組を強化すること。また、繁殖雌牛の増頭を図ること。
- 2 国産食肉の消費拡大を図るため、特に需給が緩和基調にある乳用種牛肉について販路拡大の取組を推進するとともに、食肉の機能性や安全性について理解醸成を図る取組を強化すること。また、「攻めの農政」の一環として、海外への販路を拡大し、和牛肉の輸出の促進を図ること。
- 3 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進し、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。

○平成20年度畜産物価格等（加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量、指定食肉、指定肉用子牛）

1 加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量

	19年度	20年度
補給金単価	10.55円/kg	11.55円/kg
限度数量	198万トン	195万トン

2 指定食肉の安定価格

(単位：円/kg)

		19年度	20年度
牛肉	安定上位価格	1,010	1,025
	安定基準価格	780	790
豚肉	安定上位価格	480	515
	安定基準価格	365	380

3 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

(単位：円/頭)

		19年度	20年度
保証基準価格	黒毛和種	304,000	305,000
	褐毛和種	280,000	281,000
	その他の肉専用種	200,000	201,000
	乳用種	110,000	113,000
	交雑種	175,000	178,000
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	268,000
	褐毛和種	246,000	247,000
	その他の肉専用種	141,000	142,000
	乳用種	80,000	83,000
	交雑種	135,000	138,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。